

■議案第 73 号 四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について

【要旨】

総合振興計画審議会は、四万十町総合振興計画に関する策定及び実施に関して、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申又は建議すると規定されており、その構成員は、教育委員会の委員、農業委員会の委員、地域審議会の委員、町の区域内の公共的団体の役員及び職員、学識経験者のうちから町長が委嘱又は任命するようになっています。

平成 22 年 4 月 1 日から施行しています、四万十町意見公募手続条例第 3 条第 3 項には、政策等の立案に関し審議会等を設置する場合においては、公募による審議会等の委員枠を設けるよう努めなければならないとされています。

また、公募により選任された者の枠については、四万十町意見公募手続条例施行規則第 3 条において、概ね委員の数の 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満と規定されていることから 8 人以内とし、審議会委員の全体数は 26 人へ改正しようとするものです。

【改正の内容】

第 3 条第 1 項中「18人」を「26人」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 公募により選任された者 8 人以内

【新旧対照表】

四万十町総合振興計画審議会条例（抜粋）

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 審議会は、委員 26 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) ～ (5) (略) (6) 公募により選任された者 8 人以内	(組織) 第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) ～ (5) (略)